

熱海市伊豆山土砂災害被災者への提供住宅（一時入居） 募集要項（随時受付）

1 目的

令和3年7月3日に発生した熱海市伊豆山土砂災害による被災者支援のための市営住宅及び県営住宅等の提供

2 対象者（資格）及び提供期間

区分	対象者（資格）	提供期間
①	り災証明書に基づく全壊又は半壊で居住できない方	原則1年以内 (やむを得ない場合は1年以内の延長可)
②	熱海市が設定した災害対策基本法第63条に基づく警戒区域内に住居があり、長期にわたり自らの住居に居住できないと認められる方	

3 提供可能住宅

詳細は、別紙のとおり。

※1 単身世帯の方が予約できる住宅は別紙に記載しております。

4 家賃等

別紙のとおり。

5 住宅の予約

住宅予約票に必要な書類を添付し、受付期間内に受付場所に直接提出する。

(1) 受付期間

令和3年8月25日（水）～

※終了時期は別途定める。

(2) 受付場所及び受付時間（直接提出のみ）

ア 受付時間 平日：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
土曜：午前9時から正午まで（9月以降は未定）

イ 受付場所 熱海市総合福祉センター3階（熱海市中央町1-26）
※9月以降は未定

(3) 提出書類

区分	対象者（資格）	提出書類
①	り災証明書に基づく全壊又は半壊で居住できない方	・住宅予約票 ・り災証明書の写し
②	熱海市が設定した災害対策基本法第63条に基づく警戒区域内に住居があり、長期にわたり自らの住居に居住できないと認められる方	・住宅予約票 ・り災証明書の写し

6 選定方法

住宅予約票の提出順により住宅を決定する。
その場で使用許可申込書等の様式を渡します。

7 入居手続き

指定期間に指定する場所に使用許可申込書を提出し、住宅の鍵を受け取る。
なお、当該指定期間に使用許可申込書を提出しない場合は辞退したものとみなす場合がある。

8 予約の注意事項

- (1) 提出書類は返却いたしません。
- (2) 本「募集要項」を必ずご覧のうえ、資格のある方が予約してください。
- (3) 記入もれや必要書類に不備があると、受付られないことがあります。
- (4) 予約者本人が住宅の名義人（使用承認者）となります。
- (5) 以下にあてはまる場合は、入居できません。
 - ① 住宅内で営業活動をする場合（申請して許可を受けた場合を除きます。）
 - ② 住宅で円満な共同生活ができない場合
 - ③ 予約者、又は同居親族が暴力団員である場合

9 予約の無効

次のような場合は予約を無効とします。

- (1) 予約者を代えての二重予約があったとき。（予約は1世帯につき1通に限ります。）
- (2) 予約資格を有していないとき。
- (3) 予約書に必要事項が記載されていないとき。
- (4) 予約書に不正・虚偽の記載があったとき。
- (5) 家族を不自然に分離して予約したとき。
- (6) 予約者又は同居親族が暴力団員と判明したとき。

10 入居における注意事項（共通事項）

- (1) 次の禁止事項については、厳守してください。
 - ① 犬、猫、鳩、にわとり、オウム等、住宅に傷をつけたり、他人の迷惑になる恐れのある動物の飼育禁止
 - ② 住宅の用途以外の使用、騒音等他人に迷惑をかける行為等の禁止
- (2) 駐車場について
住宅によっては駐車場が整備されておらず、駐車場がある団地でも全戸数分の駐車場があるとは限りません。なお、駐車ができる場合でも原則一戸につき一台となっています。
詳しくは、対象住宅を予約する際に窓口でご確認ください。

(3) 暴力団排除について

予約者又は同居親族が暴力団員であることが判明した場合は、住宅を明け渡さなければなりません。

また、入居後、新たに同居させようとする方が暴力団員である場合は、同居は認められません。

(4) 家賃、駐車場使用料、共益費及び退去時の修繕については対象住宅を予約する際に窓口でご確認ください。

(5) その他、注意事項については、対象住宅を予約する際に窓口でご確認ください。

11 問合せ先

熱海市役所まちづくり課（電話 0557-86-6406）